

# 国際教養大学新学生宿舎整備事業

## 基本協定書（案）

令和元年9月30日

公立大学法人国際教養大学

## 国際教養大学新学生宿舎整備事業 基本協定書

国際教養大学新学生宿舎整備事業（以下「本事業」という。）に関し、発注者たる公立大学法人国際教養大学（以下「甲」という。）と、●、●及び●を構成員とし、●を代表とする民間事業者グループ（以下「乙」という。またその代表を「乙の代表企業」といい、その構成員と併せて「乙の構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が優秀提案者として決定されたことを確認し、国際教養大学新学生宿舎（以下「本施設」という。）の施設整備業務、維持管理業務、及び運營業務並びに以上に係る資金調達及びこれらに関連付随する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の事業者選定手続における「国際教養大学新学生宿舎整備事業審査委員会」及び甲の要望事項を最大限尊重しなければならない。

### （事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、事業契約の締結までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

- 2 前項の場合、乙の構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならないが、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の50%を超えるものとする。
- 3 乙は、事業予定者の設立にあたっては、次の各号に定めるところに従うものとする。
  - (1) 事業予定者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とする。
  - (2) 事業予定者の資本金は、事業計画書に示された金額以上とする。
  - (3) 事業予定者を設立する発起人には、乙の構成員以外の第三者を含めてはならない。

- (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業及びこれに付随する業務の実施のみを記載する。
  - (5) 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めをおくものとし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項但書に定める事項についての定めを置いてはならないものとする。
  - (6) 事業予定者の定款には、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
  - (7) 事業予定者の定款には、会社法第326条第2項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めをおくものとする。
- 4 乙は、事業期間が終了するまで、事業予定者に事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

#### (株式の譲渡)

- 第4条 乙の構成員は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、乙の他の構成員とともに、株式数の変動後の別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を提出するとともに、譲受人が乙の構成員以外の者であるときは、当該譲受人から、別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
  - 3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

#### (業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、事業予定者をして、本施設の施設整備業務のうち設計業務を●に、同建設業務を●に、同工事監理業務を●に、本施設の維持管理業務を●に、本施設の運営業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書若しくは覚書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実、若しくは、委託し又は請け負わせることを約した事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。
  - 3 乙は、第1項に基づき事業予定者から本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運

営業務を受託し又は請け負った者をして、当該者が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和元年2月12日を目途に、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなければならない。

3 乙の構成員は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

4 事業契約締結前に、本事業の入札手続に関し、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、乙の構成員全員との間で本基本協定を解除して事業契約を締結しないことができるものとする。

(1) 乙の構成員に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、乙の構成員の取締役会でその申立てを決議し若しくは申立てたとき、又はその他第三者（乙の構成員の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

(2) 乙の構成員が、本事業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、乙の構成員若しくは乙の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、乙の構成員と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(3) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく乙の構成員に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙の構成員の役員又はその使用人について本事業に関し刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- (6) 乙の構成員が、次に掲げるいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、乙の構成員が当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙の構成員が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約その他の契約の相手方とした場合（但し、カに該当する場合は除く。）に、乙の構成員が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 5 事業契約の締結までに、乙の構成員において、本事業の入札における参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、甲は、本基本協定を解除して事業契約を締結しないことができるものとする。
- 6 前項に定める場合において、乙の代表企業を除く乙の構成員が前項の参加資格を欠くに至った場合には、甲は事業契約の締結にあたり、甲が別途指定する期間内に、参加資格を欠いた乙の構成員に代わって、参加資格を有する構成員の補完を求める場合がある。
- 7 本条第4項及び第5項に掲げる場合のほか、事業契約締結までに、乙の構成員が本基本協定に違反し、その違反により本基本協定の目的を達することができないと乙が認めるとき、又はその他乙の構成員の責めに帰すべき事由により、本基本協定の履行が困難であると最終的に甲が認めるときは、前項の規定にかかわらず、甲は、本基本協定を解除して事業契約を締結しないことができるものとする。

(準備行為)

- 第7条 乙は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

- 第8条 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、乙の構成員は連帯して、違約金として、技術提案書記載の事業費の100分の5に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 2 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却し、また、本事業に関して甲から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

(秘密保持)

- 第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後に自

らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、当該締結に至る可能性がないと甲が判断して乙の代表企業に通知した日までとする。

2 本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条、第9条及び前条の規定の効力は存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、事業契約に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、本事業の終了日以降も事業予定者を存続させるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 ●  
公立大学法人国際教養大学  
理事長

乙  
(代表企業)

(構成員)

(構成員)



## 別紙1 出資者保証書の様式

令和 年 月 日

公立大学法人国際教養大学 御中

### 出資者保証書

公立大学法人国際教養大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された国際教養大学新学生宿舎整備事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付をもって、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 事業者が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。  
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。  
(3) 当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること
- 3 事業者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を大学に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに大学に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了するときまで事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、令和●年●月●日付で大学と当社らとの間で締結された基本協定書第3条第2項に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上



●会社  
代表者



●会社  
代表者



●会社  
代表者

## 別紙2 誓約書の様式

令和 年 月 日

公立大学法人国際教養大学 御中

### 誓約書

公立大学法人国際教養大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、令和●年●月●日付で締結された国際教養大学新学生宿舎整備事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で大学に通知し、その承諾を得ること。

以上

●  
●会社  
代表者